

令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月～12 月）さんま
漁獲可能量（T A C）の変更及び配分について（案）

令和 7 年 4 月
水 産 庁

1 T A C（変更案）

令和 7 管理年度のさんまの T A C については、令和 6 年 11 月の第 133 回水産政策審議会資源管理分科会において、

（１）令和 6 年 3 月に開催された北太平洋漁業委員会（N P F C）第 8 回年次会合で採択された保存管理措置を踏まえ、110,911 トンに設定する。

（２）ただし、令和 7 年 3 月に開催を予定する N P F C 第 9 回年次会合で新たな保存管理措置が決定された場合には、必要に応じて T A C の変更を検討する。

としていた。

令和 7 年 3 月に開催された N P F C 第 9 回年次会合において、漁獲管理規則（直近の資源水準から漁獲上限が算出されるものの、毎年の漁獲上限の変動幅は前年比 1 割以内）に基づく 2025 年の公海における漁獲上限を含む、新たな保存管理措置が採択されたことから、以下の考え方にに基づき算定された 95,623 トンに T A C を変更する。

N P F C 第 9 回年次会合において 採択された保存管理措置	我が国 T A C 算定の考え方
① 2025 年は、N P F C 条約水域（公海）での漁獲可能量（T A C）を 121,500 トンに制限（分布域全体の年間漁獲量は 202,500 トンに制限）。 ② 日ロ両国は 200 海里水域内の漁獲量を 81,000 トン以内に抑えることで上記措置に協力。	○我が国漁船による日ロ両国の 200 海里水域内の漁獲量 $= 81,000 \text{ トン}$ $\times \text{【日ロ両国の 200 海里水域内の我が国漁船のシェア（参考 1）】}$ $= \underline{79,457 \text{ トン（A）}}$
③ 各国は公海での漁獲量を 2018 年の漁獲実績の 45% に削減。総漁獲量が公海 T A C の 90% に達した段階で操業停止。 ※34.5% に削減する場合には、自国漁獲上限の全てを利用可能。日本は 34.5% を選択。 ※沿岸国は、200 海里水域内における漁	○我が国漁船による公海の漁獲量 $= 46,859 \text{ トン（2018 年の漁獲実績）}$ $\times 34.5\%$ $= \underline{16,166 \text{ トン（B）}}$

獲上限の一部を公海での漁獲に振り替え可能。	
	○我が国の令和 7 管理年度 T A C = <u>95,623 トン (A + B)</u>

(参考 1) 日ロ両国の 200 海里水域内の我が国漁船のシェアの算定根拠

N P F C 統計における 200 海里水域内の漁獲実績

単位：トン

船籍	日本	韓国	ロシア	台湾	計
2022	3,355	0	0	0	3,355
2023	13,856	0	0	0	13,856
2024	9,987	0	528	0	10,515
計	27,198	0	528	0	27,726

日ロ両国の 200 海里水域内の我が国漁船のシェア (3 年平均) = $27,198 / 27,726$

(参考 2) さんま T A C の推移

単位：トン

特定水産資源	R7 年 (2025 年) (変更案)	R7 年 (2025 年) (当初)	R6 年 (2024 年)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)
さんま	95,623	110,911	118,131 (110,911)	155,335 (118,131)	155,335	264,000 (155,335)	264,000

※括弧内は、期中変更があった場合の変更後の数字

(参考 3) NPFC 統計における近年の主要国・地域のサンマ漁獲量の推移

単位：トン

	日本	韓国	ロシア	中国	台湾	バヌアツ	漁獲量合計
2020	29,695	5,993	753	44,006	56,662	2,700	139,809
2021	18,318	4,365	610	33,511	34,043	1,270	92,117
2022	18,064	3,438	0	35,477	42,177	929	100,085
2023	24,464	3,107	51	39,252	50,268	1,108	118,250
2024	38,688	5,866	814	40,504	67,280	2,407	155,559

2 配分 (案)

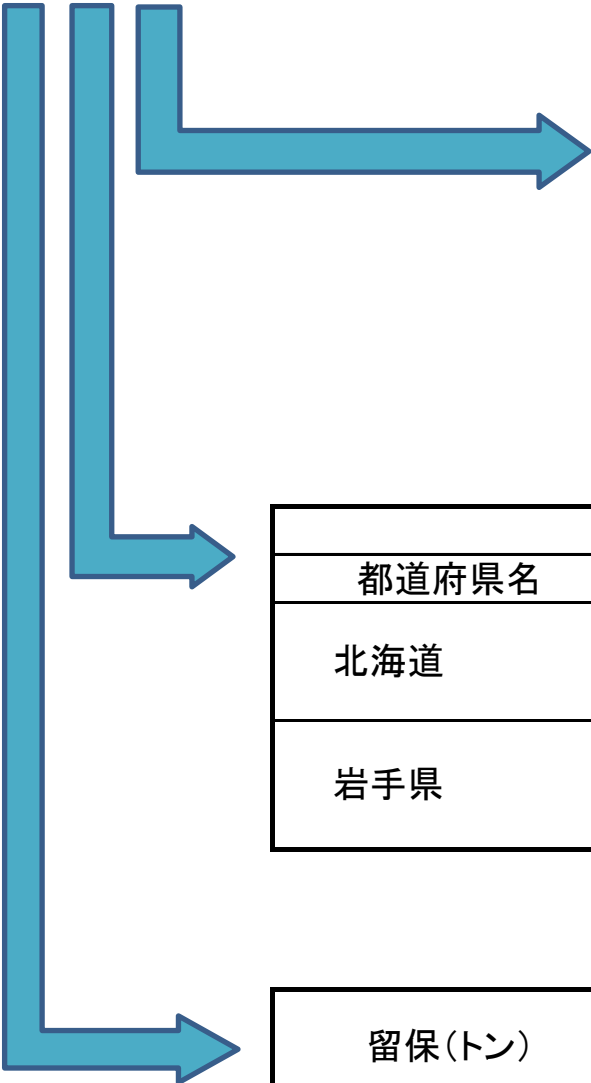
- (1) T A C の 10 パーセントを国の留保とする。
- (2) 過去 3 か年 (令和 2 年から令和 4 年まで) の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。ただし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。ただし、漁獲割当て (I Q) による管理を行う管理区分においては、一定の漁獲可能量を船舶ごとに割

り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないため、留保からの事後的な配分の対象から除外するとともに、当初の配分において、留保から一定数量を上乗せ配分する。

(別紙)

令和7管理年度さんま漁獲可能量(TAC)の変更及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
さんま	95,623



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
北太平洋さんま漁業 (漁獲割当てを行う管理区分)	73,440 (77,940)
北太平洋さんま漁業 (総量の管理を行う管理区分)	8,160

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	3,900	宮城県、千葉県、石川県、静岡県、三重県、京都府、和歌山県、山口県、高知県、佐賀県及び長崎県については、現行水準とす
岩手県	400	

留保(トン)	9,562 (5,062)
--------	------------------